

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第 523 号 平成 25 年 4 月 5 日

成年後見制度と選挙権

仮に貴方が心身に何らかの障がいを持っていたとして、その事で、「貴方には何もする能力がない」とはいわれぬし、また、いわれたくもない筈です。この当たり前の事を私たちは忘れがちですが、3月14日の東京地裁の判決は、その当たり前の事を改めて明確に示してくれました。

この判決は、後見人が付いた知的障がいのある女性が国を相手に選挙権がある事を求めた訴訟に関するもので、これと同様の訴えは札幌やさいたま、京都の各地裁でも起こされていますが、今回の東京地裁の判決によって、後見人が付いた場合選挙権を失うとした公職選挙法の規定を違憲とする初めての司法判断が示された事になります。

訴えを起こした女性の父親は、今まで「誇らしげに投票していた娘の権利を奪ってしまった」と後悔と罪悪感に押しつぶされそうになっていたといいますが、今回の判決に対して「胸のつかえが取れた」と目を細めたそうです（3月15日付北海道新聞）。

さて、問題となっている「成年後見制度」ですが、この制度は、知的障がい、精神障がい等により十分な判断能力がない人に代わり、家庭裁判所が選任する「後見人」等が財産管理や福祉サービスの選択、契約などを支援するもので、2000年に禁治産制度に代わり制度化されたものです。

また、「成年後見制度」は、認知症や知的障がい者、精神障がい者を支援する為だけのものではありません。人というものは誰でも、「老人性痴ほう症」を引き合いに出すまでもなく、年齢を重ねるごとに判断能力や身体能力の衰えから逃れる事はできませんので、「成年後見制度」は、介護保険制度と同様に、全ての人が安心して老後の生活を過ごすために欠かせない制度でもあるのです。

ただ、この「成年後見制度」による後見人が付いた場合は、公職選挙法第11条第1項第1号の規定により選挙権を失う事になります。その理由は、財産管理が出来ない人には判断能力がない筈だから、そういう人は、選挙に当たっても不正投票に利用される恐れがあるから、という事のようにです。

訴えを起こした女性は、ダウン症で中度の知的障がいがありますが、父親が後見人になるまでは選挙で投票していたそうです。この為、彼女は「選挙権を財産管理

などの能力で制限するのは許されない」として提訴したものです。

この訴えに対して、東京地裁は原告の主張を認め次のような判断を示しています（3月15日付北海道新聞他）。

- ・憲法に鑑み、選挙権の制限は原則として許されず、「やむを得ない事情」が必要である。
- ・成年被後見人の選挙権を剥奪しなければ公正な選挙ができないとは認められない。
- ・被後見人から一律に選挙権を奪うのは後見制度の趣旨に反し、国際的な潮流にも反する。
- ・被後見人に選挙権はないとする公選法の規定は違憲で無効である。

障がいのある人もない人も共に助け合いながら暮らす事の出来る社会を作っていくという、いわゆる「ノーマライゼーション」の考え方からすれば、後見人が付いているからといって一律に選挙権をはく奪するという現行の仕組みは、時代に遅れているといわざるを得ません。

この東京地裁の判決に対して、政府は控訴に踏み切っていますが、その背景には、確定してしまうと今年の参議院選挙までに制度改正が間に合わず、場合によっては選挙そのものが違憲と判断されかねないという事を懸念した結果だと思われます（3月27日付読売新聞）が、残念に思います。政府に置かれては、今後早急に、制度の見直しを行って欲しいと思います。

定塚裁判長は判決の中で、「さまざまな境遇にある国民が、どんな施策がされたら自分たちは幸せかなどの意見を、選挙を通じて国政に届けることこそが民主主義だ」と述べています（3月15日付朝日新聞）が、けだし名言というべきでしょう。

（塾頭：吉田 洋一）